

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和8年度新アリーナを核とした開発における交通等影響評価検討業務

2 業務の目的

本市では令和8年6月22日、レバンガ北海道とアリーナ整備の検討について、連携して検討を進めることに合意し、レバンガ北海道が候補地とする市内4カ所の候補地について、整備後における周辺道路や公共交通機関等に与える影響を検証する必要がある。

本業務は、それぞれの候補地にアリーナや付帯施設（商業等）が整備されたと仮定した際の発生集中交通量の変化を分析し、周辺道路や公共交通に与える影響を検証するとともに、発生が想定される課題の抽出とその対応案について検討することを目的として行うものである。

3 業務内容

(1) 交通量調査

候補地周辺における現況交通状況を把握する目的で交通量調査を実施する。調査箇所は8箇所、調査日は平日と休日の2日、調査時間は12時間、観測車種は4車種（乗用車、バス、小型貨物、普通貨物）とするほか、信号現示についても調査を行う。なお、候補地周辺における過年度調査結果については別途貸与を行うため、それらを踏まえた調査箇所や調査日について検討を実施し、市と協議した上で設定すること。

ア 作業計画：調査箇所の現地踏査を行い、調査員配置計画等を実施する。

イ 準備：調査に必要な関係機関との調整、機材等の準備を実施する。

ウ 調査：交通量調査計画に基づき調査を実施する。

エ 点検整理：記録データを確認し、車種別・方向別・時間帯別に交通量を集計・整理する。

(2) 発生集中交通量の推計

市から貸与する4カ所の施設計画案を基に、用途別原単位を用いて発生集中交通量（手段別、方面別、時間帯別）を推計する。

(3) 動線計画の検討

(2)にて算出した発生集中交通量のうち、自動車交通量を対象に候補地周辺エリアにおける発生集中経路を検討し、(1)にて実施した交通量調査に対して配分を行う。配分については候補地4カ所それぞれに対して実施することとする。

(4) 自動車交通に関する評価

本業務における調査対象交差点および過年度調査済みの交差点（合計21箇所を想定）を対象として、交通需要をもとに交差点流入交通量のピーク時の交差点需要率を算出し、交通状況の評価を行う。

また、評価結果を踏まえ、必要に応じて交通対策の検討を行い、対策実施後における交通状況の評価についても実施する。

(5) その他公共交通等に関する検討

(2)および(4)での検討結果を踏まえ、公共交通、下水等のインフラ等に与える影響およびその課題を整理する。

(6) 本市より貸与する資料

ア 候補地周辺における交通量調査の過年度調査結果

イ アリーナを核とした開発の与条件（位置、規模、想定駐車台数等）

4 打合せ

打合せ回数は、下記の4回程度を予定する。

- (1) 業務着手時
- (2) 業務期間中（2回）
- (3) 成果品納入時

5 業務報告書の作成

電子データ 一式（Google Workspaceで閲覧・編集可能なファイル形式及びPDF形式）

6 履行期限

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量およびリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解および業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識および技能を備えていること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることができない。ただし、委託者が必要と認めたときはこの限りではない。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり委託者が受託者に対して提供又は貸与した資料等は、本業務にのみ使用するものとする。なお、貸与した資料等は、業務終了後速やかに返却する

こと。

- (4) 本業務に関して生じる問題点および疑義等は、委託者および受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に伴う打合せ、資料および企画等の内容の一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。